令和4年3月14日 (令和4年4月1日適用) 新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部

新型コロナウイルス感染症流行下における海外渡航について

- 1. 海外渡航については、新型コロナウイルス感染症(COVID-19) における名古屋大学の活動指針において、外務省海外安全ホームページで公開している感染症危険情報の内容に従うこととしております。
- 2. 同危険情報においてレベル2は「不要不急の渡航は止めてください。」とされており、これらの国・地域への渡航の可否は引き続き部局等の長が判断する ことと致します。
- 3. 同危険情報においてレベル3は「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」 とされており、本学としてこれらの国・地域への渡航は原則としてこの勧告に 従います。

ただし、以下の(1)(2)、いずれかの場合は、部局等の長の判断により渡航を承認することができます。部局等の長は渡航を承認した場合は、新型コロナウイルス感染症リスク管理対策本部(corona@adm. nagoya-u. ac. jp)宛に、渡航を承認した理由を報告してください。

- (1) 日本国政府又は相手国政府からの要請等に基づく渡航であること
- (2) 次の要件をいずれも満たしていること
 - (ア) 渡航時期の変更あるいはリモート等の他の代替手段による対応 が不可能であること
 - (イ) 渡航しないことにより渡航予定者に重大な不利益(学生は以下の①又は②、教職員は以下の③)を生じさせること。ただし、渡航予定者本人が十分に渡航のリスクを認識した上で、なお渡航を希望している場合に限る。
 - ① 学位の取得機会の逸失(研究計画の変更が不可能な場合に限る)
 - ② 在学期間中の留学機会の逸失(大学間学術交流協定等又はそれ と同等と部局等の長が認める留学、及び「トビタテ!留学 JAPAN」 に基づく場合に限る)
 - ③ 回復困難な研究機会の逸失(研究を実施する上で、相当な理由・ 状況により真に必要と部局等の長が認める場合に限る)
 - (ウ) 渡航にあたり安全確保(新型コロナワクチン接種が済んでいる、 受入機関等で感染防止対策が講じられている、当該感染症について 滞在地域の医療体制が十分である等)が書面等で確認できること
- 4. なお、本通知発出に伴い、「令和3年度における海外渡航について」(令和3年9月10日適用) は廃止することとします。